

2024年12月24日

三井住友信託銀行
年金業務推進部

INDEX

令和7年度税制改正大綱について

令和7年度税制改正大綱について



POINT

- ✓ 2024年(令和6年)12月20日、自民・公明両党から「[令和7年度税制改正大綱](#)」が発表されました。
- ✓ 企業年金に関しては、以下のような改正案が盛り込まれています。
 - ・企業型DCにおけるマッチング拠出額の制限緩和
 - ・iDeCo加入可能年齢の引き上げ
 - ・企業型DC・iDeCo拠出限度額の引き上げ 等
- ✓ 本件に関して、現時点で特段ご対応いただく事項はありません。

- 2024年(令和6年)12月20日、自民・公明両党から「[令和7年度税制改正大綱](#)」が発表されました。本ニュースでは、大綱中の企業年金に関連する事項についてご案内いたします。
- 大綱には、前年に引き続き税制改正の基本的な考え方や、拠出・運用・給付の包括的な見直しに向けた議論等が記載されております。
- 本年の大綱に盛り込まれた、企業年金に関する内容の概要は以下の通りです。
 - ① マッチング拠出において、加入者掛金の額を事業主掛金の額以下とする制限の廃止
 - ② 企業型DCの拠出限度額を現行の5.5万円から6.2万円へ引き上げ
 - ③ iDeCoの加入可能年齢を70歳まで引き上げ(※条件あり)
 - ④ iDeCoの拠出限度額を引き上げ(第一号被保険者は6.8万円→7.5万円に引き上げ、第二号被保険者は「月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額」に統一)
 - ⑤ DCの老齢一時金の受給後に別の退職手当等の支払を受ける場合の、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象となる期間を、4年→9年に延長
- 引き続き、今後の検討状況を注視いたします。

<令和7年度税制改正大綱からの企業年金関連事項の抜粋>

第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(1) 個人所得課税のあり方

① 私的年金等に関する公平な税制のあり方

働き方やライフコースが多様化する中で、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとしていくことが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。こうした考えの下、勤務先の企業が企業年金を設けているかどうか、企業年金の形態がどうであるかといった違いにかかわらず、継続的に、かつ、平等に資産形成をできる環境の整備を進めるため、iDeCo の拠出限度額について、「穴埋め型」による引上げを行う。

さらに、豊かな老後生活に向けて、公的年金を補完し、老後に向けた資産形成を支援するという私的年金の役割を踏まえ、賃金上昇の状況を勘案し、確定拠出年金の拠出限度額について 7,000 円の引上げを行う。また、公的年金による保障が相対的に限定的な個人事業主の iDeCo 等の拠出限度額についても、同額の引上げを行う。確定拠出年金については、加入率が3分の1以下にとどまる、拠出限度額の近くまで拠出している者の割合が低い、高所得者ほど利用者が多く拠出額も多いといった実態もある。今後、こうした実態を踏まえ、拠出限度額の考え方について、各国の制度も参照しながら、次期年金制度改革までに検討し、結論を得る。

包括的所得課税の下では、拠出時に所得控除の対象とされる、私的年金を含む年金については、給付時において相応の課税がなされることが原則と考えられる。しかしながら、現行の年金課税や退職所得課税の下では、私的年金の給付時課税が限定的となっており、給付時課税のあり方を検討する必要がある。

また、退職金や私的年金の給付に係る課税について、給付が一時金払いか年金払いかによって税制上の取扱いが異なり、給付のあり方に中立的ではないといった指摘がある。

退職所得課税については、勤続年数が 20 年を超えると1年あたりの退職所得控除額が増加する仕組みが転職の増加等の働き方の多様化に対応していないといった指摘もある。

退職金や私的年金等のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係すること等を十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しが求められる。例えば、各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、あるべき方向性や全体像の共有を深め、具体的な案の検討を進めていく。

<令和7年度税制改正大綱からの企業年金関連事項の抜粋(つづき)>

第二 令和7年度税制改正の具体的内容

6 その他

一 個人所得課税

(国税)

(1)確定拠出年金法等の改正を前提に、確定拠出年金制度等について次の見直しが行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。

- ① 企業型確定拠出年金制度におけるマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止する。
- ② 企業型確定拠出年金の拠出限度額を次のとおりとする。
 - イ 確定給付企業年金制度に加入していない者 月額6.2万円(現行:月額5.5万円)
 - ロ 確定給付企業年金制度の加入者 月額6.2万円(現行:月額5.5万円)から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額
- ③ 個人型確定拠出年金制度について、60歳以上70歳未満であって現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額を月額6.2万円とする。
- ④ 個人型確定拠出年金の拠出限度額を次のとおりとする。
 - イ 第一号被保険者 月額7.5万円(現行:月額6.8万円)
 - ロ 企業年金加入者 月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額(現行:月額2.0万円)
 - ハ 企業年金に未加入の者(第一号被保険者及び第三号被保険者を除く。)月額6.2万円(現行:月額2.3万円)
- ⑤ 国民年金基金の掛金額の上限を月額7.5万円(現行:月額6.8万円)とする。
- ⑥ その他所要の措置を講ずる。

(中略)

(4)退職手当等(老齢一時金(確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金をいう。以下同じ。)を除く。)の支払を受ける年の前年以前9年以内に老齢一時金の支払を受けている場合には、当該老齢一時金等について、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とするほか、老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間を10年(現行:7年)とする。

(注)上記の改正は、令和8年1月1日以後に老齢一時金の支払を受けている場合であって、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用する。

(中略)

(6)退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者(現行:退職手当等の支払をする法人の役員である居住者)に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととするほか、当該源泉徴収票の記載事項について所要の見直しを行う。

(注)上記の改正は、令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用する。

<令和7年度税制改正大綱からの企業年金関連事項の抜粋(つづき)>

第三 検討事項

1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

<本件のご照会先>

ご照会事項がございましたら弊社営業担当者までご連絡ください。



[年金ニュース
バックナンバー](#)
(↑クリックで表示)

[ペンションジャーナル等](#)
(↑クリックで表示)

[三井住友信託銀行
公式HP](#)
(↑クリックで表示)